

兵庫県公報

令和3年3月26日 金曜日 第193号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和3年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る医療費指数反映係数等（国保医療課）	2
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	2
○ 家畜の検査の実施（畜産課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	6
○ 家畜の予防注射の実施（同）	7
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	8
○ 保安林の指定予定（同）	8
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	9
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（同）	10
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	17
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	17
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	18
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路企画課）	18
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	18
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	19
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	19
○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	22
○ 中播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	22
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	23
公 告	
○ 落札者等の公示（社会福祉課）	23
○ 同 上（農政環境部総務課）	23
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	24
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示（県立東はりま特別支援学校）	24
○ 随意契約の相手方等の公示（県立神戸特別支援学校）	24
○ 同 上（県立あわじ特別支援学校）	25
○ 同 上（県立西はりま特別支援学校）	25
○ 同 上（県立姫路しらさぎ特別支援学校）	26
○ 同 上（県立姫路特別支援学校）	26
○ 同 上（県立いなみ野特別支援学校）	27
○ 同 上（県立上野ヶ原特別支援学校）	27
○ 同 上（県立のじぎく特別支援学校）	28
○ 同 上（県立芦屋特別支援学校）	28

○ 同上（県立こやの里特別支援学校）	29
公安委員会規則	
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	29
公安委員会告示	
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可の取消し	31
正 誤	
○ 令和2年5月29日付け兵庫県公報第4号外中	32

公布された法令のあらまし

●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第4号）

所要の整備を行うこととした。

通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を新たに指定することに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第307号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第9条から第11条までの規定に基づき、次の表の左欄に掲げる係数等の令和3年度の数を、同表の右欄に掲げる数とする。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

算定政令第9条第3項の規定により定める医療費指数反映係数	0
同条第5項の規定により定める一般納付金所得係数	0.8900757177536
同条第8項の規定により定める一般納付金基礎額調整係数	1.0640058854108
同条第9項の規定により定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
算定政令第10条第3項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.8867035354257
同条第6項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	1.0640002731275
同条第7項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
算定政令第11条第3項の規定により定める介護納付金納付金所得係数	0.7998588606077
同条第6項の規定により定める介護納付金納付金基礎額調整係数	1.0641200112645
同条第7項の規定により定める介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7



兵庫県告示第308号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
姫路市
- (2) 調査を行った期間
平成27年7月から平成30年2月まで
- (3) 成果の名称

- 姫路市安富町（皆河の一部（第7地区））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
姫路市安富町皆河の一部
- (5) 認証年月日
令和3年3月11日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
洲本市
- (2) 調査を行った期間
平成24年6月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称
洲本市千草の一部（千草5）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
洲本市千草の一部
- (5) 認証年月日
令和3年3月11日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
洲本市
- (2) 調査を行った期間
平成29年10月から令和2年3月まで
- (3) 成果の名称
洲本市五色町鮎原南谷・吉田の一部（南谷1・吉田1）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
洲本市五色町鮎原南谷及び吉田の各一部
- (5) 認証年月日
令和3年3月11日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
三田市
- (2) 調査を行った期間
平成19年10月から平成22年3月まで
- (3) 成果の名称
三田市（南が丘一丁目、二丁目の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
三田市南が丘一丁目及び二丁目の各一部
- (5) 認証年月日
令和3年3月11日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
加西市
- (2) 調査を行った期間
平成28年5月から平成31年1月まで
- (3) 成果の名称
加西市（大字西野々・嶋・満久の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
加西市西野々、島及び満久の各一部
- (5) 認証年月日
令和3年3月11日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成30年5月から令和2年3月まで
- (3) 成果の名称

多可町（中区奥中の一部）の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

多可郡多可町中区奥中の一部

(5) 認証年月日

令和3年3月11日



兵庫県告示第309号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握するため、家畜の死体の所有者に対し、次のとおり検査を受けることを命ずる。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる牛の死体の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満96箇月以上で死亡した牛の死体、又は満48箇月以上で歩行困難や起立不能を呈して死亡した牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第2項ただし書に該当する場合及び家畜防疫員が検査を不適当と認めたものを除く。

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 検査の方法

- (1) エライザ法
- (2) ウエスタンプロット法
- (3) 疫学的検査



兵庫県告示第310号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 牛の結核検査

(1) 実施の目的

牛の結核の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- ア 採卵の用に供し、又は供する目的で飼養しており、過去1年以内に検査を行っていない雌牛
- イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
- ウ 種付けの用又は搾乳の用に供する目的で飼養している輸入牛
- エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(5) 検査の方法

- ア ツベルクリン検査
- イ 疫学的検査
- ウ 臨床検査

2 牛のブルセラ症検査

(1) 実施の目的

牛のブルセラ症の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

イ 種付けの用又は搾乳の用に供する目的で飼養している輸入牛

ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 急速凝集反応法

イ エライザ法

ウ 疫学的検査

エ 臨床検査

オ 細菌検査

3 搾乳の用に供する牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及びこれらと同一施設内で飼養している牛の2割以上の牛。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 家畜防疫員が検査を不適当と認めたもの

イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの

(4) 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 予備的抗体検出法

イ リアルタイムPCR法

ウ ヨーニン検査

エ 疫学的検査

オ 臨床検査

カ 細菌検査

4 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛の母牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 予備的抗体検出法

イ リアルタイムPCR法

ウ ヨーニン検査

エ 疫学的検査

オ 臨床検査

カ 細菌検査

5 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

(1) 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を採取し、又は採取しようとする目的で飼養している鶏のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた鶏

(4) 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 急速凝集反応検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

エ 細菌検査

6 県外に移動する蜜蜂の腐蝕病検査

(1) 実施の目的

蜜蜂の腐蝕病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県域を越えて移動する蜜蜂

(4) 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 肉眼的検査

イ 脱脂乳による検査

ウ 細菌検査



兵庫県告示第311号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

(1) 実施の目的

家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 原則として100羽以上（だちょうの場合は10羽以上）飼養する家きん農場で飼養している家きんのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん

イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん

(4) 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア エライザ法

- イ ウイルス分離検査
- ウ 寒天ゲル内沈降反応検査
- エ その他必要な検査

2 牛のアカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症

- (1) 実施の目的
 - 次の家畜の監視伝染病の発生を予察するため
 - ア アカバネ病
 - イ チュウザン病
 - ウ アイノウイルス感染症
- (2) 実施する区域
 - 県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛（おおむね60頭）
- (4) 実施の期日
 - 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (5) 検査の方法
 - マイクロプレート法による中和試験

3 豚等の豚熱検査

- (1) 実施の目的
 - 豚及びイノシシの豚熱予防的ワクチン免疫付与状況を確認するため
- (2) 実施する区域
 - 県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 農場で飼養している豚及びイノシシのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた豚及びイノシシ
- (4) 実施の期日
 - 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (5) 検査の方法
 - ア エライザ法
 - イ その他必要な検査



兵庫県告示第312号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次のとおり予防注射を受けることを命ずる。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 牛の炭疽

- (1) 実施の目的
 - 牛の炭疽の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
 - 県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (イ) 家畜防疫員が注射を不相当と認めたもの
 - (ロ) 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に注射を受けている旨の証明書を有するもの
 - イ その他家畜防疫員が注射を必要と認めた牛
- (4) 実施の期日
 - 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (5) 注射の方法
 - 炭疽予防液の皮下注射

2 豚等の豚熱

- (1) 実施の目的
豚熱の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚及びイノシシ（高度な隔離下又は監視下にある豚及びイノシシとして知事が認めるもの並びに哺乳豚を除く。）
- (4) 実施の期日
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (5) 注射の方法
豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射



兵庫県告示第313号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区山田字家ノ向233、304、306から313まで、321
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第314号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町櫛田字小瀬之内12の7（次の図に示す部分に限る。）、22の17
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇小瀬之内12の7（次の図に示す部分に限る。）、22の17
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第315号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
兵庫県明石市二見町東二見2020番地 大西順之 同 県同 市二見町東二見1515番地2 高橋仁三男	東二見	東二見漁業協同組合
兵庫県明石市二見町西二見810—1—807 大西計寿 同 県同 市二見町西二見813—3 松本久進	西二見	西二見漁業協同組合
兵庫県加古郡播磨町古宮864番地1 南山安男 同 県同 郡同 町古宮630番地12 谷川昭一	播磨町	播磨町漁業協同組合
兵庫県姫路市大塩町462 八木元啓 同 県同 市大塩町567—7 苔縄達也	大塩町	姫路市漁業協同組合
兵庫県姫路市の形町福泊374番地 尾上浩三 同 県同 市の形町的形1510番地3 嶋田太郎	的形	同上
兵庫県姫路市白浜町丙612番地106 星尾隆文 同 県同 市白浜町甲347番地10 和田高重	白浜	同上
兵庫県姫路市網干区浜田605 松浦銀平 同 県同 市網干区浜田583—2 那波保彦	網干	同上
兵庫県たつの市御津町室津155 吉村克之 同 県同 市御津町室津432—1 本多伸弘	室津	室津漁業協同組合

兵庫県相生市相生5036 舛本成治 同 県同 市相生5133—18 竹内卓也	相生	相生漁業協同組合
兵庫県淡路市斗ノ内266—3 高木秀文 同 県同 市浅野南2—9 濱田昌勝	浅野浦	浅野浦漁業協同組合
兵庫県淡路市郡家913—5 地道哲也 同 県同 市江井2664—3 大塚智数	一宮町	一宮町漁業協同組合
兵庫県洲本市五色町鳥飼浦2328 福島富秋 同 県同 市五色町都志304—7 松田健一	五色町	五色町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年3月26日から4月9日まで

(2) 縦覧場所

東二見加入区	兵庫県明石市二見町東二見2017—7	東二見漁業協同組合
西二見加入区	同 県同 市二見町西二見1003—2	西二見漁業協同組合
播磨町加入区	同 県加古郡播磨町古宮768	播磨町漁業協同組合
大塩町加入区	同 県姫路市大塩町2142—4	姫路市漁業協同組合大塩支所
的形加入区	同 県同 市的形町福泊492—2	姫路市漁業協同組合的形支所
白浜加入区	同 県同 市白浜町丙612	姫路市漁業協同組合白浜支所
網干加入区	同 県同 市網干区興浜2093—133	姫路市漁業協同組合網干支所
室津加入区	同 県たつの市御津町室津493—2	室津漁業協同組合
相生加入区	同 県相生市相生3—4—22	相生漁業協同組合
浅野浦加入区	同 県淡路市斗ノ内1694	浅野浦漁業協同組合
一宮町加入区	同 県同 市郡家1355	一宮町漁業協同組合
五色町加入区	同 県洲本市五色町鳥飼浦1—2	五色町漁業協同組合

兵庫県告示第316号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格

神戸市	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の3	周年	別記2	5トン 未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の1及 び2	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の4	周年				
二見町 播磨町 東播磨	手繰第1種漁業 沖廻手繰網漁業	別記1の5	同上	同上	同上	同上	同上
	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の6	10月20日から 翌年5月31日 まで				
一宮町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の8	周年	同上	同上	同上	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の7	2月5日から 7月15日まで 及び11月25日 から12月4日 まで				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の9	10月20日から 翌年5月31日 まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の10	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の11	4月1日から 12月31日まで				
		別記1の12	6月1日から 12月31日まで				

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和3年3月29日から同年4月30日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
神戸市	別記3の1、5、6、8から13まで、16、17、21、25
二見町、播磨町、東播磨	別記3の3から5まで、8から11まで、14から16まで、18から20まで、22、24
一宮町	別記3の2、6から13まで、16、17、23から25まで

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 2 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点（淡路市赤崎）から123度の線、同市津田の鼻突端から123度（マイルポスト見通線）の線の間にあつて最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 3 神戸港第4突堤南東端より164度の線以西の神戸市海面及び同突堤南東端より164度の線以东の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 4 大阪湾における禁止解除区域のうち操業区域の3
- 5 明石市古波止と淡路市富島港西防波堤灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同第10号灯浮標から姫路市松島灯台を見通した線及び高砂市、姫路市界から姫路市上島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 淡路市野島川河口右岸と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線、神戸市横尾山頂上と淡路市江崎灯台中心点とを結んだ直線の延長線、同市尾崎と同市郡家との最大高潮時海岸線における境界点と上島灯台中心点とを結んだ直線及び同市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 8 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 9 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び4月1日から5月31日までの間の南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面、並びに淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以东の区域のうち同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 10 淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以东の区域のうち同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 11 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川

県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域)のうち淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- 12 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域)のうち淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以东の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数(漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。)15馬力以下

別記3 条件

- 1 兵庫県、大阪府界から尼崎沖埋立処分場南西端(北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒)に至る間及び神戸港和田防波堤基部以西の最大高潮時海岸線、並びに神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と同第6防波堤基部を結ぶ線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごばっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 2 次のアとウとを結んだ直線とイとエとを結んだ直線との間における海域のうち兵庫県海面(以下「鳴門海峡禁止海面」という。)並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
 - ア 南あわじ市丸山崎西端
 - イ 南あわじ市釣島鼻突端
 - ウ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端
 - エ 徳島県鳴門市中瀬灯標中心点
- 3 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 4 手繰第1種漁業及び手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 5 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 6 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 7 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 8 たちうおを目的として操業してはならない。
- 9 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 10 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 11 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 12 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 13 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはならない。
- 14 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 15 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはならない。
- 16 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 17 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 18 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあつては、金属製手木を使用してはならない。
- 19 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
- 20 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 21 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 22 手繰第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
----	----------	----------	-----------	-------------

時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで
----	------------------	------------------	------------------	------------------

23 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

24 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また、桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。

25 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



兵庫県告示第317号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期		推進機 関の馬 力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
江井島 二見町 播磨町	たい、はまち 五智網漁業	別記	たい	4月1日から 12月31日まで	定めな し	定めな し	1隻	定めな し
			はまち	9月15日から 11月20日まで				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和3年3月29日から同年4月30日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。



兵庫県告示第318号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	建網漁業	別記の1	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
二見町 播磨町 加古川市 高砂市	同上	別記の2	同上	同上	同上	1隻	同上
五色町	同上	別記の3	同上	同上	同上	1隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月29日から同年4月30日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

別記 操業区域

（注）以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 明石市江井島港西防波堤灯台と鹿ノ瀬高蔵瀬東灯台浮標を結ぶ線及び淡路市江崎灯台と姫路市上島を結ぶ線並びに高砂市東播磨港伊保灯台と姫路市上島を結ぶ線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 淡路市室津港灯台と徳島県鳴門市北灘町折野港防波堤灯台を結んだ線以南の洲本市五色町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第319号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
東浦	あかした刺網漁業	淡路市鶴崎と大阪府岸和田市木材港北端を結んだ線から、洲本市三ツ川河口と大阪府泉南郡岬町深日港北端を結んだ線に至る兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	6月15日から8月15日まで	定めなし	定めなし	2隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月29日から同年4月30日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年6月14日までとする。



兵庫県告示第320号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	ひき縄漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	2隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月29日から同年4月30日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

ただし、兵庫漁業協同組合に所属する組合員又は准組合員の許可の有効期間は、許可の日から令和3年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内(和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで

引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面)及び共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。



兵庫県告示第321号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
江井ヶ島	ひき縄漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和3年3月29日から同年4月30日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和3年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

神戸市兵庫区和田岬から姫路市飾磨区妻鹿までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。



兵庫県告示第322号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)

2 作業期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 作業地域

兵庫県全域



兵庫県告示第323号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和3年3月15日から令和4年2月10日まで
- 3 作業地域
養父市森地内



兵庫県告示第324号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間
令和2年10月26日から令和3年3月3日まで
- 3 作業地域
加西市の一部



兵庫県告示第325号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

その関係図書は、令和3年3月26日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路企画課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類	路線名	区間	指定の部分	備考
一般国道	国道2号	加古川市野口町坂元字南ケ市621番1から 同 市加古川町平野391番まで	上下線	
一般県道	姫路停車場線	姫路市北条口3丁目27番から 同 市北条口3丁目1番まで	上下線	



兵庫県告示第326号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
 - 3.4.26号 房王寺線
 - 3.2.1号 山手幹線
- 3 事業施行期間

昭和48年6月15日から令和6年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和3年3月26日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 網干停車場新舞子線	姫路市網干区高田字前田193番5から 同 市網干区高田字岩見田88番4まで	旧	5.0から 12.0まで	416.0	
	姫路市網干区高田字前田193番5から 同 市網干区高田字岩見田88番4まで	新	5.0から 12.0まで	416.0	
	姫路市網干区高田字前田193番5から 同 市網干区高田字郡力61番1まで		6.0から 154.0まで	640.0	予定地



兵庫県告示第328号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
井根口	丹波市		青垣町稲土	ヌカ山 ダン	241番から243番までの各一部、245番、246番2の一部、247番1、247番2、250番1、250番2の一部、251番、257番、257番2、259番から262番まで、262番1、263番の一部、264番、265番、277番の一部、279番、279番1、279番2、280番、280番1、246番2から257番に至る地先の道路敷の一部、259番から263番に至る地先の道路敷、264番から284番1に至る地先の水路敷、279番から279番1に至る地先の道路敷の一部、298番から301番に至る地先の水路敷の一部

				尾 畑	2019番の一部、2019番1、2020番の一部、 2020番1、2020番3、2036番の一部
				滝ヶ谷	2037番の一部



兵庫県告示第329号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
西脇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業西脇市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和56年9月16日から平成33年3月31日まで
変更後 昭和56年9月16日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第330号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
三木市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業三木市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和54年3月27日から平成33年3月31日まで
変更後 昭和54年3月27日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第331号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称

高砂市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業高砂市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和27年2月22日から平成33年3月31日まで
変更後 昭和27年2月22日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第332号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
小野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業小野市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和54年10月5日から平成33年3月31日まで
変更後 昭和54年10月5日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
加西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業加西市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和53年12月8日から平成33年3月31日まで
変更後 昭和53年12月8日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

平成28年兵庫県告示第422号において告示した使用の部分に、加西市北条町西高室字大坪、字和田、字木下、字村下及び字大溝、北条町東高室字ヒへ田、鎮岩町字石堂、字ハサコ、字西ノ岡、字田中及び字下モ代、段下町字下モ代及び字向山並びに大村町字瀧ノ方、字宮ノ後、字京前及び字宮ノ前を加える。

~~~~~  
**兵庫県告示第334号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
加東市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画下水道事業加東市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和54年9月18日から平成33年3月31日まで  
変更後 昭和54年9月18日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

~~~~~  
兵庫県告示第335号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
加古郡稲美町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業稲美町公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 平成元年2月10日から平成33年3月31日まで
変更後 平成元年2月10日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

~~~~~  
**兵庫県告示第336号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
たつの市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画下水道事業たつの市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和47年11月14日から平成33年3月31日まで

変更後 昭和47年11月14日から令和10年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第337号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

住宅確保要配慮者居住支援法人

| 名称          | 住所              | 事務所の所在地         | 指定年月日     |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 公益財団法人PHD協会 | 神戸市長田区神楽町3丁目7-4 | 神戸市長田区神楽町3丁目7-4 | 令和3年3月15日 |

**公 告**

**落札者等の公示**

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年3月26日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立健康科学研究所ほか11庁舎で使用する電気 予定数量2,186,072キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年1月14日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社ホープ 福岡市中央区薬院1-14-5
- 5 落札金額（税抜）  
28,008,426円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和2年12月4日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年3月26日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県農林水産技術総合センターほか13施設で使用する電気 予定数量4,381,676キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県農政環境部農政企画局総務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 落札者を決定した日  
令和3年2月5日
- 4 落札者の名称及び住所  
九電みらいエナジー株式会社 福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号
- 5 落札金額（税抜）  
55,619,469円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和2年12月22日



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加東市上中1丁目91番、92番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加東市大門430番地1  
西嶋パン株式会社 代表取締役 西嶋直也
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年4月14日  
兵庫県指北播（加土）（建）第1-3号（2加東）

**教育委員会公告**

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年3月26日

契約担当者

兵庫県立東はりま特別支援学校長 村松好子

- 1 落札に係る役務の名称及び数量  
兵庫県立東はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立東はりま特別支援学校 加古郡播磨町北古田1-17-17
- 3 落札者を決定した日  
令和3年3月4日
- 4 落札者の名称及び住所  
別府タクシー株式会社 加古川市別府町西脇2-6
- 5 落札金額  
80,249,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和3年2月9日



**随意契約の相手方等の公示**



WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年3月26日

契約担当者

兵庫県立神戸特別支援学校長 陶山 浩

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量  
兵庫県立神戸特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立神戸特別支援学校 神戸市北区大脇台10番1号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
令和3年3月3日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
神鉄バス株式会社 神戸市北区有野町唐櫃字山町1399番地の2
- 5 随意契約に係る契約金額  
34,848,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
令和3年2月9日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年3月26日

契約担当者

兵庫県立あわじ特別支援学校長 禰宜田 龍 栄

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量  
兵庫県立あわじ特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立あわじ特別支援学校 洲本市上物部2-1-17
- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
令和3年3月3日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
大新東株式会社 神戸市中央区磯上通4-1-13
- 5 随意契約に係る契約金額  
38,808,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
令和3年2月9日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年3月26日

契約担当者

兵庫県立西はりま特別支援学校長 垂井 健一

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量  
兵庫県立西はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立西はりま特別支援学校 たつの市新宮町光都1-3-1
- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
令和3年3月3日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
株式会社ホープ 姫路市花田町一本松字牛塚1-1
- 5 随意契約に係る契約金額  
84,730,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
令和3年2月9日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年3月26日

契約担当者

兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校長 河村 有紀彦

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量  
兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校 姫路市苜編688-58
- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
令和3年3月4日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
株式会社ホープ 姫路市花田町一本松字牛塚1-1
- 5 随意契約に係る契約金額  
80,784,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
令和3年2月9日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年3月26日

契約担当者

兵庫県立姫路特別支援学校長 大内 雅勝

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量

- 兵庫県立姫路特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立姫路特別支援学校 姫路市四郷町東阿保476—1
- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
令和3年3月4日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
株式会社ホープ 姫路市花田町一本松字牛塚1—1
- 5 随意契約に係る契約金額  
53,380,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
令和3年2月9日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年3月26日

契約担当者

兵庫県立いなみ野特別支援学校長 川口 あづさ

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量  
兵庫県立いなみ野特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立いなみ野特別支援学校 加古郡稲美町国安1284—1
- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
令和3年3月4日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
播州交通株式会社 明石市魚住町清水2275—7
- 5 随意契約に係る契約金額  
47,520,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
令和3年2月9日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年3月26日

契約担当者

兵庫県立上野ヶ原特別支援学校長 若佐 孝司

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量  
兵庫県立上野ヶ原特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立上野ヶ原特別支援学校 三田市大原梅の木1546—6

- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
令和3年3月4日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
株式会社ホープ 姫路市花田町一本松字牛塚1-1
- 5 随意契約に係る契約金額  
32,749,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
令和3年2月9日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年3月26日

契約担当者

兵庫県立のじぎく特別支援学校長 大槻和浩

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量  
兵庫県立のじぎく特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立のじぎく特別支援学校 神戸市西区北山台2丁目566-134
- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
令和3年3月4日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
株式会社ホープ 姫路市花田町一本松字牛塚1-1
- 5 随意契約に係る契約金額  
48,694,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
令和3年2月9日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年3月26日

契約担当者

兵庫県立芦屋特別支援学校長 半田滋人

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量  
兵庫県立芦屋特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立芦屋特別支援学校 芦屋市陽光町8-37
- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
令和3年3月4日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所

株式会社ホープ 姫路市花田町一本松字牛塚1-1

5 随意契約に係る契約金額

105,903,600円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 入札公告をした日

令和3年2月9日

8 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年3月26日

契約担当者

兵庫県立こやの里特別支援学校長 加藤 敏 浩

1 随意契約に係る役務の名称及び数量

兵庫県立こやの里特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地

兵庫県立こやの里特別支援学校 伊丹市瑞ヶ丘2丁目3番2号

3 随意契約の相手方等を決定した日

令和3年3月4日

4 随意契約の相手方等の名称及び住所

株式会社スペースアイ関西支店 神戸市中央区相生町4-5-7 神戸パシフィックビル3F

5 随意契約に係る契約金額

34,210,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 入札公告をした日

令和3年2月9日

8 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。

**公安委員会規則**

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

兵庫県公安委員会

委員長 奥谷 勝彦

**兵庫県公安委員会規則第4号**

**兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2一般国道の部28号の項中「梅ヶ香町2丁目57番」を「北町1丁目39番地先」に、「菅原通4丁目202番3」を「梅ヶ香町2丁目57番地先」に改め、同部483号の項中「朝来市和田山町市御堂字ワタシ20番1」を「豊岡市上佐野字欠落131番1」に改め、同表県道の部神戸加古川姫路線の項中「西須磨1番2」を「多井畑字池ノ奥上5番1地先」に、

「

神戸市須磨区弥栄台2丁目2番1から同市西区伊川谷町布施畑字上ノ山391番1まで

を  
「

|                                         |
|-----------------------------------------|
| 神戸市須磨区弥栄台2丁目2番1から同市西区伊川谷町布施畑字上ノ山391番1まで |
| 神戸市須磨区弥栄台2丁目12番1地先から同市西区学園東町9丁目5番5地先まで  |

」

に改め、同部飾東御着停車場線の項中「飾東御着停車場線」を「花田御着停車場線」に、「長土手」を「長戸手」に改め、同表市道（神戸市）の部中

「

|         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 西出高松前池線 | 神戸市兵庫区七宮町2丁目3番2から同区浜山通4丁目1番まで       |
|         | 神戸市長田区東尻池町8丁目1番から同区荻藻通7丁目56番まで      |
|         | 神戸市長田区大橋町9丁目23番から同市須磨区大田町3丁目1番まで    |
| 本庄本山線   | 神戸市東灘区深江南町4丁目12番から同区深江南町4丁目40番まで    |
| 深江浜町1号線 | 神戸市東灘区深江南町4丁目1番1から同区深江浜町19番まで       |
| 深江浜町5号線 | 神戸市東灘区深江浜町153番から同区深江浜町126番の1まで      |
| 魚崎幹線    | 神戸市東灘区魚崎南町1丁目643番1から同区魚崎南町2丁目699番まで |
| 魚崎浜町6号線 | 神戸市東灘区魚崎南町1丁目843番から同区魚崎浜町43番2まで     |
| 魚崎浜町1号線 | 神戸市東灘区魚崎南町3丁目1068番から同区魚崎浜町27番5まで    |
| 魚崎浜町2号線 | 神戸市東灘区魚崎浜町43番1から同区魚崎浜町43番2まで        |

」

を  
「

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 西出高松前池線 | 神戸市兵庫区七宮町2丁目3番2地先から同市須磨区大田町3丁目1番地先まで |
| 深江駅前線   | 神戸市東灘区深江南町4丁目12番から同区深江南町4丁目40番まで     |
| 本庄本山線   | 神戸市東灘区深江南町4丁目12番地先から同区本山南町6丁目1番地先まで  |
| 深江浜町1号線 | 神戸市東灘区深江南町4丁目1番1地先から同区深江浜町37番地先まで    |
| 深江浜町2号線 | 神戸市東灘区深江浜町62番1地先から同区深江浜町9番1地先まで      |
| 深江浜町3号線 | 神戸市東灘区深江浜町37番地先から同区深江浜町33番地先まで       |
| 深江浜町4号線 | 神戸市東灘区深江浜町33番地先から同区深江浜町32番1地先まで      |
| 深江浜町5号線 | 神戸市東灘区深江浜町153番から同区深江浜町126番の1まで       |
| 深江浜町8号線 | 神戸市東灘区深江浜町36番2地先から同区深江浜町32番1地先まで     |
| 魚崎幹線    | 神戸市東灘区魚崎南町1丁目643番1から同区魚崎南町2丁目699番まで  |
| 魚崎浜町1号線 | 神戸市東灘区魚崎南町3丁目1068番から同区魚崎浜町27番5まで     |
| 魚崎浜町2号線 | 神戸市東灘区魚崎浜町43番1地先から同区魚崎浜町36番1地先まで     |
| 魚崎浜町6号線 | 神戸市東灘区魚崎南町1丁目843番から同区魚崎浜町43番2まで      |
| 魚崎浜町7号線 | 神戸市東灘区魚崎浜町36番1地先から同区魚崎浜町37番地先まで      |

」

に、  
「

|     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 湊町線 | 神戸市中央区中町通3丁目2番3から同区相生町5丁目69番6まで |
|-----|---------------------------------|

」

を  
「

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 湊町線 | 神戸市中央区中町通3丁目2番3から同区相生町5丁目69番6まで    |
|     | 神戸市兵庫区七宮町2丁目3番2地先から同区七宮町2丁目3番2地先まで |

」

に、  
「

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 玉津島羽線 | 神戸市西区枝吉1丁目14番1地先から同区枝吉2丁目124番地先まで |
|-------|-----------------------------------|

」

を  
「

|           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 玉津島羽線     | 神戸市西区枝吉1丁目14番1地先から同区枝吉2丁目124番地先まで     |
| 野田外浜線     | 神戸市長田区野田町8丁目11番地先から同市須磨区若宮町1丁目1番地先まで  |
| 藤原台中町43号線 | 神戸市北区藤原台中町5丁目4番1地先から同区藤原台中町5丁目3番1地先まで |

」

に改め、同表市道（西宮市）の部に次のように加える。

「

|        |                                             |
|--------|---------------------------------------------|
| 山第96号線 | 西宮市山口町阪神流通センター1丁目14番から同市山口町阪神流通センター1丁目25番まで |
|--------|---------------------------------------------|

」

別表第3の2港湾管理者の管理する道路の部に次のように加える。

|        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 高砂西臨港線 | 高砂市高砂町沖浜町872番3地先から同市高砂町沖浜町883番15地先まで |
| 姫路木材港線 | 姫路市網干区興浜992番1地先から同市網干区浜田1612番1地先まで   |
| 広畑線    | 姫路市広畑区大町2丁目56番4地先から同市広畑区富士町12番10地先まで |
| 中島北線   | 姫路市飾磨区中島3058番1地先から同市飾磨区中島3058番7地先まで  |
| 中島線    | 姫路市飾磨区中島3058番7地先から同市飾磨区中島3067番56地先まで |

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第94号

行政手続法（平成5年法律第88号）第23条第1項の規定により聴聞を終結し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条の規定に基づき、次のとおり風俗営業の許可の取消処分を決定したので公示する。

なお、行政処分通知書については、被処分者の請求があればいつでも交付する。

令和3年3月26日

兵庫県公安委員会  
委員長 奥谷勝彦

1 被処分者

| 氏名    | 営業所の所在地                  | 営業所の名称    | 処分事項                              |
|-------|--------------------------|-----------|-----------------------------------|
| 辛 恩 卿 | 神戸市中央区加納町4丁目7番7号神三ビル3階A号 | R o m a n | 風俗営業の許可(平成23年3月7日生第平23-14号許可)の取消し |

2 事務を所掌する組織の名称及び所在地

兵庫県警察本部生活安全部保安課 神戸市中央区下山手通5丁目6番21号

3 その他

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部生活安全部保安課を経由して、兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

正 誤

○令和2年5月29日付け（兵庫県公報第4号外）

兵庫県規則第32号（児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則）中

| (ページ) | (行)  | (誤)          | (正)           |
|-------|------|--------------|---------------|
| 5     | 上から6 | 令和2年兵庫県規則第 号 | 令和2年兵庫県規則第32号 |